

令和2(2020)年度事業計画

公益財団法人 大阪国際交流センター

公益財団法人大阪国際交流センターは、昭和62(1987)年2月に設立され、同年9月開館の「大阪国際交流センター」を拠点に大阪市における地域国際化協会として、30年以上の長きにわたり大阪を中心とした関西一円において市民レベルの国際交流を通じた相互理解の増進と友好親善の促進を図る様々な事業を実施してまいりました。

令和元(2019)年4月からは、インフォメーションセンターを受託事業から再度大阪市の交付金事業として運営することになり、また4月の「出入国管理及び難民認定法」の改正に伴い、7月から「外国人材の受入れ・共生に関する総合的対応策」の一環である「多文化共生総合相談ワンストップセンター」の運営も担うこととなりました。従来の「外国人のための相談窓口」の機能を拡充し、これまでの英語、中国語、韓国・朝鮮語に加え、ベトナム語、フィリピン語の対応も始めるなど、国や市の施策に不可欠な事業の実施が求められ、地域国際化協会である財団の果たす役割はますます大きくなっております。

令和2(2020)年3月に大阪市がとりまとめた「大阪市多文化共生指針(素案)」のなかにも、「(公財)大阪国際交流センターを活用して、外国人が暮らしやすい地域づくりに資する事業や、国際化の担い手の育成に資する事業、国際化に資する情報提供などに取り組みます」と明記されています。

令和2(2020)年度事業においては、これまでの事業の検証を行いながら財団の安定的な運営に努めるとともに、日本語学習支援などの新たなニーズを踏まえた事業の拡充や、大阪市と連携しながら「災害多言語支援センター」の着実な運営に向けた体制強化を図るなど、交付金事業により一層注力し、その充実をはかります。併せて、今後見込まれる外国人住民の増加などの社会的ニーズに対応すべく、多言語による情報提供や相談窓口の拡充に向けた取組みを進めるとともに、財団の持つノウハウやネットワークを活かし、外国人との共生社会の実現に向け、市民や社会にとってなくてはならない存在となるよう努めてまいります。